

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(電磁的方法による交付等)</p> <p>第 31 条 運営会員は、第 10 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 運営会員は、第 10 条に規定する株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該運営会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>